

# 能登デジタルライフライン推進協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、能登デジタルライフライン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨において甚大な被害があった能登地域において、平時から災害時までフェーズフリーで活用が可能な「デジタルライフライン」の構築を通じて、創造的復興及び持続可能な地域基盤の確立を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) デジタル技術の活用による地域課題の解決及び利活用促進に関すること。
- (2) 前号にかかる実証及び会員間の連携促進や情報共有に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 組織

(組織および役員)

第4条 協議会は、本会の目的や事業に賛同する別表に定める関係自治体で組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

3 会長は、デジタル活用の推進に関する事項をその担任とする石川県副知事の職にある者をもって充てる。

4 監事は、会長が委嘱する。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、協議会の会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、第13条に規定する解散のときまでとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(顧問)

第7条 この協議会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、石川県知事の職にある者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じ助言等を行う。

(サポーター)

第8条 協議会は、その活動を円滑に推進するため、専門的知識又は見識を有する者をサポーターとして置き、必要に応じて会の活動に参加させることができる。

2 サポーターは、会長が指名する。

### 第3章 会議

(総会)

第9条 協議会の会議として、総会を置き、会員をもって構成する。

2 総会は、毎事業年度において原則2回開催し、会長が招集する。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合は、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約に関する事項

(2) 協議会の事業計画および事業報告に関する事項

(3) 協議会の予算及び決算に関する事項

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項

5 総会の議長は、会長または会長が予め指名する者がこれに当たる。

6 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 7 総会の議事は、出席した会員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 8 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

（推進会議）

第10条 総会のほか、会員間の連携促進や情報共有等のため必要と認める場合には、推進会議を開催することができる。

## 第4章 事務局

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、石川県総務部デジタル推進監室地域デジタル推進課長をもって充てる。
- 3 住民に広く裨益し、公平性が確保される事業については、予算の範囲内において、事務局の判断で実施する。

## 第5章 経費

（会計）

第12条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

## 第6章 解散

（解散）

第13条 協議会は、第2条の目的を達成したときに、会議の決議をもって解散する。

## 第7章 補則

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年6月29日から施行する。

## 別表

役 職	職 名
会 長	石川県副知事（デジタル所管）
会 員	七尾市長
	輪島市長
	珠洲市長
	志賀町長
	穴水町長
	能登町長
	石川県デジタル推進監